

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

昭和四八年四月十三日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号	氏名
鳥医第一、七五三号	尾崎忠弘
登録の年月日	昭和四八年三月二十二日

鳥取県告示第二百六十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、
次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四八年四月十三日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	肥料の名称
鳥取県	花見梨複合肥料
第四〇九号	窒素全量
	りん酸全量
	カリ全量
	うち水溶性カリ
	四・七
	組合長理事
	音田忠義

保証成分量(パーセント)	及び業者住所
窒素全量	五・〇
りん酸全量	六・〇
カリ全量	五・〇
うち水溶性カリ	四・七
組合長理事	音田忠義

東伯郡東郷町大字長和
田五四八の二
花見農業協同組合

告示

- ◆ 告示 國民健康保険法による登録があつたものとみなされるも
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 土地収用法による事業の認定
- 河川予定地の指定
- 建築基準法による道路の指定
- 選挙管理委員会の招集
- 公 告 昭和四十八年度電気工事士試験の実施

鳥取県告示第二百六十八号

國民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに國民健康保険医及び國民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県	郡家町梨複合肥料	登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	及び業者住所
第四〇九号			花見梨複合肥料		
			窒素全量	五・〇	
			りん酸全量	六・〇	東伯郡東郷町大字長和 田五四八の二
			カリ全量	五・〇	花見農業協同組合
			うち水溶性カリ	四・七	
			組合長理事		
			音田忠義		

八頭郡郡家町大字宮谷
二〇〇番地の一

郡家町農業協同組合

りん酸全量

五・〇

窒素全量
うちアンモニア性窒素
四・五

鳥取県 第三七三号	泊梨複合肥料 窒素全量 うち水溶性加里 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里 四・五	関金町梨複合肥料 窒素全量 うちアンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里 四・七	第三七一号	肥料の名称 保証成分配合 及び生産業者の住所 名	肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。	鳥取県告示第二百七十号 昭和四十八年四月十三日 鳥取県知事 石破二朗 第三七九号	組合長理事 河原町農業協同組合 組合長 横川光夫 第三七四号 一號 河原梨複合肥料 窒素全量 うちアンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里 四・〇
	東伯郡泊村五大字園 五九一の一 泊村農業協同組合 賀須井長兵衛	東伯郡泊村五大字園 二二〇番地 新田忠則 関金町農業協同組合					

鳥取県 第三七三号	泊梨複合肥料 窒素全量 うち水溶性加里 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里 四・五	第三七一号	肥料の名称 保証成分配合 及び生産業者の住所 名	肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。	鳥取県告示第二百七十一号 昭和四十八年四月十三日 鳥取県知事 石破二朗 第三七九号	組合長理事 河原町農業協同組合 組合長 横川光夫 第三七四号 一號 河原梨複合肥料 窒素全量 うちアンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里 四・〇
	東伯郡泊村五大字園 五九一の一 泊村農業協同組合 賀須井長兵衛					

岸本町町民運動場建設工事

二 一起業者の名称
一 岸本町

鳥取県知事 石破二朗

三 起業地

- 1 収用の部分 西伯郡岸本町大殿字下上鳴東川向及び吉長境地内
 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
- 岸本町役場

鳥取県告示第二百七十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次の河川に係る岩美郡若美町大字大谷及び網代の区域内の土地のうち別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地

蒲生川

左岸	岩美郡岩美町大字大谷字日比野山二二六二番の一地から同町大字大谷字一本松三八五番の一地まで
右岸	岩美郡岩美町大字網代字沓井屋敷一一二六番の一地から同町大字網代字沓井屋敷一一四八番の一地先まで

(別紙図面は、省略する。)

鳥取県告示第二百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を昭和四十八年四月十三日指定したので、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類及び路線名	区間	幅員	延長
鹿野町道今市飯里線	氣高郡鹿野町大字今市中筋五二七ノ一から同町大字今市字馬の池三五〇ノ二まで	五・〇〇 メートル	四二五・〇〇 メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和四十八年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十八年四月十七日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会の開催について

公 告

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、昭和48年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和48年4月13日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和48年6月17日（日曜日） 午後1時から午後3時まで

イ 場所 鳥取市、米子市、倉吉市

2 試験の科目

科 目	内 容
-----	-----

電気に関する基礎理論
論
1 電流、電圧、電力及び電気抵抗
2 導体及び絶縁体
3 交流電気の基礎概念
4 電気回路の計算

一般用電気工作物の
検査方法
1 配線工事の方法
2 导通試験の方法
3 絶縁抵抗試験の方法
4 接地抵抗試験の方法
5 試験用器具の性能及び使用方法

配線図
配線図の表示事項及び表示方法

一般用電気工作物の
保安に関する法令
1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年
政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和
35年通商産業省令第97号）
2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和
40年通商産業省令第61号）
3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電
気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、
電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令
第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省
令（昭和37年通商産業省令第85号）

配電理論及び配線設 計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋内配線 5 屋内配線
----------------	---

電気機器、配線器具 並びに電気工事用の 材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
----------------------------------	---

電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け方法 4 接地工事の方法
-----------	---

3 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対する実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和48年8月19日(日曜日)
午前8時30分から午後5時まで

イ 場所 烏取市

(2) 試験の科目

ア 電線の接続

イ 配線工事

ウ 電気機器及び配線器具の設置

エ 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法

オ コード及びキャブタイヤケーブルの取付け

カ 接地工事

キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

ク 一般用電気工作物の検査

ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課監理係へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添附すること。

(1). 受験願書

鳥取県商工労働部商工振興課に備付けの所定の用紙による。

(2) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはりつけること。

5 受験願書の受付期間

昭和48年5月1日から昭和48年5月31日まで

6 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入記録紙を受験願書の上部に記りつけること。この場合、消印しないこと。

7 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。